

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年（2019年）6月21日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

環境産業振興総合対策事業委託業務

(2) 業務の目的・概要

道では、「第2期 北海道環境産業振興戦略」に基づき、環境産業を経済活性化の推進エンジンの一つとして育成・振興を図ってきた。

本道の環境産業の振興を図るためには、道内企業の技術・製品を道内外へ効果的にPRし、販路をより一層拡大していくことが重要であり、これまで各種の取組を進めてきたが、道内における環境産業に取り組む企業の割合が減少するなど、今後とも各種振興施策を行うことが必要な状況である。

このため、道外企業との連携による事業化の推進や道外展示会への出展及びシンポジウムの開催等により、道内企業の販路拡大や新規参入等を図り、道内の環境産業のより一層の振興を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年（2019年）2月28日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単体企業又は複数企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体企業及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
ア 道内に本店又は事業所を有する法人、若しくは道内に住所を有する個人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団、暴力団の統制の元にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

（ア）健康保険法（大正11法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

コ エネルギーに関する市町村等の構想等の策定実績があること。

(3) コンソーシアムにおいては、上記(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 業務が完了した日に属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

3 プロポーザル実施説明書の交付について

(1) 交付期間

令和元年(2019年)6月21日(金)から7月10日(水)(受付時間は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

(2) 交付方法

9の場所で交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kksg/R1kankyo_sougoutaisaku.htm)

4 参加表明書の提出について

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書及び添付資料を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和元年(2019年)7月10日(水)午後5時まで

イ 提出方法 持参(受付時間は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで。)または送付(簡易書留、一般書留のいずれか)による。

ウ 提出場所 9に同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和元年(2019年)7月22日(月)午後5時まで

(2) 提出方法 持参(受付時間は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで。)または送付(簡易書留、一般書留のいずれか)による。

(3) 提出場所 9に同じ。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 担当部課

(1) 名称 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室環境産業グループ

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(道庁本庁舎8階)

(3) 連絡先 電話番号：011-204-5320

FAX：011-222-5975

メールアドレス：fukushi.yukihiro@pref.hokkaido.lg.jp

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会に関する説明

提出されたプロポーザルの内容についてはヒアリング審査を実施する。

ただし、提出数が5を超えるときには書類選考を行う場合がある。

(4) その他の留意事項

ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 審査結果及び特定者名は、公表する。

ウ 詳細は、企画提案指示書による。